

委託業務に係る企画提案競争実施要領

平成29年7月28日
一般社団法人 そらの郷

1. 業務概要

(1) 業務名

にし阿波ブランド多言語発信事業

(2) 業務の目的・概要

「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」（以下、当観光圏）では、「地域らしさ」に基づく「ブランド・コンセプト」の明確化、多様な関係者間での情報共有、来訪者（未来訪者を含む）への「ブランド・イメージ」の訴求のための統合的な情報発信が求められている。今回、当観光圏の「ブランド・イメージ」が十分浸透していない国内外の国や地域に対し、戦略的な情報発信と外国人来訪者への的確な観光案内等の受入態勢の整備のため、「にし阿波～旅のガイドブック（仮称）」を作成する。

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

2. 事業主体 一般社団法人 そらの郷

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 本業務と同種又は類似の業務に関する相当の実績を有すること。

(2) 次のいずれかに該当しない者。

ア 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4. 手続等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出 ※ 提出期限：平成29年8月10日（木）17時

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 業務実績書（様式第2号） 1部

(2) 企画提案書の提出 ※ 提出期限：平成29年8月21日（月）17時

任意様式（紙媒体(A4)、12頁以内） 6部

・表紙

業務名、事業者名及び提出日を記載

- ・業務実施体制
従事者名簿及び業務の実施体制がわかる内容を記載すること。
- ・業務内容及び実施方針
業務全般に係る内容、実施方針、スケジュール等を記載すること。
- ・見積書（内容詳細の確認できるもの、「一式」は不可）
内容及び業務価格を記載した見積書
※宛名は、「一般社団法人そらの郷 理事長」とすること。1部以外は写しで可。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

(4) 提出先

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ 1893-1 一般社団法人 そらの郷事務局
TEL：0883-76-0713 FAX：0883-72-0753

(5) 企画提案に関するヒアリング

原則として実施しない。ただし、事前の問い合わせ数を勘案して実施する場合は、個別に連絡する。

(6) 提案書を特定するための評価基準

次の項目により評価する。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

- ア 業務内容の理解度及び保有技術：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
- イ 業務遂行の確実性：事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。
- ウ 予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

5. 支払い条件及び概算予算額

- (1) 支払い条件：完了検査の上、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。
- (2) 概算予算額：2,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6. 事業開始までのスケジュール

- (1) 受付開始 平成29年7月28日（金）
- (2) 参加表明書締切 平成29年8月10日（木）17時
- (3) 質問受付締切 平成29年8月16日（水）17時
- (4) 質問への回答 平成29年8月18日（金）17時までに行う。
- (5) 企画提案書締切 平成29年8月21日（月）17時
- (6) 委託契約締結 平成29年8月末頃

7. 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

平成29年7月28日（金）から平成29年8月16日（水）17時まで

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なおファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の

確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

参加表明書（様式第1号）を提出した者に対してのみファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。

8. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨申し出ること。

(5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(6) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。

(8) 当公示及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(9) 業務の実施に当たっては、主催者（事業主体）と十分協議しながら事業を進めるものとする。

(10) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、一般社団法人そらの郷に帰属する。